

2022年11月18日

各 位

会 社 名 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 一 戸 敏
(コード番号：5836 名証メイン市場)
問合せ先 専 務 上 級 執 行 役 員 高 橋 真 喜 子
(TEL 03-6280-7818)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2022年11月18日に開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社名古屋証券取引所メイン市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 350,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定
(2022年12月5日開催の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 2022年12月21日(水曜日) |
| (4) 増加する資本金の額及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、極東証券株式会社、松井証券株式会社、アイザワ証券株式会社及び岩井コスモ証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。 |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

- (6) 発行価格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2022年12月14日に決定する。）
- (7) 申込期間 2022年12月15日（木曜日）から
2022年12月20日（火曜日）まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2022年12月22日（木曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 五反田支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 52,500株（上限）
（オーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2022年12月14日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (3) 売出人及び売出株式数 東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社SBI証券 52,500株（上限）
- (4) 売出方法 売出価格での一般向け売出しである。
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 52,500 株
- (2) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 未定（上記 1. における公募による募集株式の払込金額と同一となる。）
- (3) 割 当 価 格 未定（なお、上記 1. における引受価額と同一とする。）
- (4) 払 込 期 日 2023 年 1 月 18 日（水曜日）
- (5) 増加する資本金の額及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 株式会社 S B I 証券 52,500 株
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。
- (7) 払 込 取 扱 場 所 株式会社りそな銀行 五反田支店
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (9) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 上記 2. において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止する。

[ご 参 考]

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | | |
|-----|---------------|--|
| (1) | 募 集 株 式 | 当社普通株式 350,000 株 |
| (2) | 売 出 株 式 数 | オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 52,500株 |
| (3) | 需 要 の 申 告 期 間 | 2022年12月7日(水曜日) から
2022年12月13日(火曜日) まで |
| (4) | 価 格 決 定 日 | 2022年12月14日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) | 申 込 期 間 | 2022年12月15日(木曜日) から
2022年12月20日(火曜日) まで |
| (6) | 払 込 期 日 | 2022年12月21日(水曜日) |
| (7) | 株 式 受 渡 期 日 | 2022年12月22日(木曜日) |

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が52,500株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又は全く行わない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である株式会社ザ・ファーストドア(以下、「貸株人」という。)から借受ける株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシュエアオプション」という。)を、2023年1月13日行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2022年11月18日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を2023年1月18日とする当社普通株式52,500株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエアオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社SBI証券は、2022年12月22日から2023年1月13日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社名古屋証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリ

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ーンシューオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,966,000株
公募増資による増加株式数	350,000株
公募増資後の発行済株式総数	2,316,000株
第三者割当増資による増加株式数	52,500株
第三者割当増資後の発行済株式総数	2,368,500株

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「3. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し、株式会社SBI証券からグリーンシューオプションの行使通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の用途

今回の手取概算額200,230千円については、第三者割当増資の手取概算額上限30,912千円とあわせて、①採用費並びに人件費の一部 ②広告宣伝費 ③支店開設並びに支店開設に係る活動費等に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①今後、更なる事業拡大に伴い、募集人の管理、指導、教育を担う人財の採用・売上規模の拡大の対応のための管理部門／営業部門の強化に関する人財採用・管理部門の強化のために人員増強を企図しております。これらの施策に対し、136,142千円（2023年12月期に106,142千円、2024年12月期に30,000千円）を充当する予定であります。

②上場後の当社グループ規模の拡大に向け、集客並びに認知度向上を目的として、インターネット広告や当社SNS等を活用した広告宣伝活動を展開する他、PRコンサルティング会社との協業により広報活動・IR活動を強化するものです。当面は主にマス向けの認知度向上を目的にPR動画を作成し、継続的にWeb広告や動画広告を配信する予定です。また、お客様にお配りできるクリアファイルや文房具の制作を検討しております。これらの施策に対し、45,000千円（2023年12月期に25,000千円、2024年12月期に20,000千円）を充当する予定であります。

③当社グループの事業基盤拡大を目的として、保険代理店の事業承継に係る活動費（事業承継の見込み代理店開拓のための出張費、調査費等）・支店開設費用に充当するものです。開設する支店数は、2023年12月期～2025年12月期において、毎年5拠点の出店を予定しております。これらの施策に対し、50,000千円（2023年12月期に25,000千円、2024年12月期に25,000千円）を充当する予定であります。

上記調達資金については、各々の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用し

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ていく方針であります。なお、残額が生じた場合、もしくは支出予定時期までに充当できなかった場合には、既存従業員の人件費の一部として、2024年12月までに充当する予定です。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(640円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元策を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、配当を実施していくことを基本方針としております。しかし、当面は、内部留保の充実をはかり財務体質の強化と事業拡大のための投資等を実施し一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元策となると考えております。よって、当事業年度につきましても当社の規模や成長ステージにおいては、事業拡大のための投資をおこなうことが、株主の将来の利益につながるとの判断から、配当は実施しておりません。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大や事業効率化のための投資、優秀な人財の確保や育成投資等の中長期的投資に充当し、企業価値の増大に努める方針です。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来の成長戦略、業績、財務状況等を総合的に勘案して各期の株主に対する利益還元策を決定していく予定であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。なお、当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会です。また、当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(1) 過去3決算期間の配当状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
1株当たり当期純利益	86.50円	46.05円	46.87円
1株当たり配当額	—円	—円	—円
(1株当たり中間配当額)	(—円)	(—円)	(—円)
実績配当性向	—	—	—
自己資本利益率	38.3%	21.9%	15.0%
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。
5. 当社は、2021年8月13日開催の取締役会決議により、2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2020年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。
6. 当社は、2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2008年4月4日付名証自規G第8号及び2012年10月1日付同取扱い)に基づき、2019年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2019年12月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
1株当たり当期純利益	43.25円	46.05円	46.87円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行に関連して、当社株主である住友生命保険相互会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2023年6月19日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、当社普通株式の売却価格が本募集における発行価格の1.5倍以上であって、住友生命保険相互会社が保有する当社普通株式数が、731,500株を下回らない範囲で、主幹事会社を通して行う株式会社名古屋証券取引所での売却等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、貸株人である株式会社ザ・ファーストドア、当社役員及び当社株主である一戸敏及び森山潔並びに当社株主である東京海上日動火災保険株式会社、川野潤子、高橋真喜子、富野喜幸、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、矢田敏皓、中澤一郎、松浦直人及び川本正則は、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2022年11月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。